

## 非常災害等による臨時休業等について

平素は、本校教育の推進に深いご理解とご協力を賜りありがとうございます。

さて、非常災害等で全市の小学校が臨時休業となる場合がありますので、下記の点に十分留意いただきますようお願い申し上げます。

●午前7時の時点、及び**午前7時を過ぎて始業時刻**までに、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合は、**臨時休業措置**とします。

ア 大阪市において、「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は河川氾濫を除く各種「危険警報」・「特別警報」が発表された場合。

イ 大阪市(大阪市長)より、所在する区のいずれかの地域において、河川氾濫の「警戒レベル3(高齢者等避難)」、「警戒レベル4(全員避難)」の発令があった場合。なお、河川氾濫に伴う臨時休業等については、気象庁等から出される防災気象情報ではなく、大阪市(大阪市長)が発令する避難情報に基づき、ご判断ください。また、情報収集に際しては、以下を参考にしてください。

- 大阪市HP(発令した場合、トップ画面に表示されます)
- おおさか防災ネット(メール登録もできます)
- 大阪市危機管理室 X
- LINE 大阪市公式アカウント
- 防災スピーカー(発令した場合、放送が流れます)
- 緊急速報メール(受信できない機種もあります)
- ※地震発生時と同様にメールが自動的に配信されます。
- ※登録等の設定は必要ありません。

「大阪880万人訓練」と同様の  
放送とメール配信があります。

ウ 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生(気象庁発表)した場合。

○ 児童が登校している場合や始業時刻後に上記の態様及び規模の災害等が発生した場合は、児童の自宅周辺や通学路の安全を確認するとともに、**保護者等に連絡をして、学校で引渡しをおこないます。**ただし、平野区内に「避難勧告」「避難指示(緊急)」の発令がなされた場合、校内にて児童の安全確保に努め、待機・避難させます。**状況を確認したのち、保護者等に連絡をして、学校で引渡しをおこないます。**

○ 登下校中に災害等が発生した場合、その状況に応じ、自宅、学校園、その他近くの安全な場所等に避難することやどのような行動をとることが安全確保につながるか等、事前に話し合っておいてください。

※災害・被害(交通機関不通)等の状況により、上記の場合以外でも、**学校長の判断で、臨時的な対応をとることもあります。**

- 学校が休業になりましたらいきいき活動も中止になります。
- 学校ホームページやミマモルメールサービスを活用して、連絡をおこないます。また、本校停電時においては、学校掲示等での対応となる場合がありますので、ご了承くださいませよう、お願いいたします。